

【記載例 4】

《繰越控除 1 年目》

前年から繰り越された損失額を、令和 5 年分の所得の黒字から控除しても、なお翌年以後に繰り越す損失額がある場合(繰越控除 1 年目)

- 1 「給与所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 8,000,000円
 - ・ 「所得金額」 6,100,000円
- 2 「繰越損失額」 $\Delta 12,450,000$ 円

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると、税額などが自動計算され便利です。この記載例のケースについても、「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に沿って源泉徴収票等に記載された金額などを入力することで、申告書等を作成することができます。

《第一表》

振替継続希望		種類	青色	分離	国出	修正	特異の表示	特異	整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯
収入金額等	事業等	区分									
	農業	区分									
	不動産	区分									
	配当	区分									
	給与	区分								8000000	
	公的年金等	区分									
	雑業務	区分									
	その他	区分									
	総合譲渡	区分									
	一時	区分									
所得金額等	事業等	区分									
	農業	区分									
	不動産	区分									
	利子	区分									
	配当	区分									
	給与	区分								6100000	
	公的年金等	区分									
	雑業務	区分									
	その他	区分									
	⑦から⑩までの計	区分									
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	区分									
	小規模企業共済等掛金控除	区分									
	生命保険料控除	区分									
	地震保険料控除	区分									
	寡婦・ひとり親控除	区分								0000	
	勤労学生・障害者控除	区分								0000	
	配偶者(特別)控除	区分								0000	
	扶養控除	区分								0000	
	基礎控除	区分								480000	
	⑬から⑳までの計	区分								480000	
雑損控除	区分										
医療費控除	区分										
寄附金控除	区分										
合計	区分								480000		
課税される所得金額	区分								000		
上の⑳に対する税額	区分								0		
配当控除	区分										
政党等寄附金等特別控除	区分										
住宅制農改修特別控除等	区分										
災害減免額	区分										
再索引所得税額(基準所得税額)	区分								0		
復興特別所得税額	区分								0		
所得税及び復興特別所得税の額	区分								0		
外国税額控除等	区分										
源泉徴収税額	区分								76000		
申告納税額	区分								$\Delta 76000$		
予定納税額	区分										
第3期分の納める税額	区分								00		
還付される税金	区分								$\Delta 76000$		
修正申告	区分										
修正前の第3期分の税額	区分										
第3期分の税額の増加額	区分								00		
公的年金等以外の合計所得金額	区分										
配偶者の合計所得金額	区分										
専従者給与(控除)額の合計額	区分										
青色申告特別控除額	区分										
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	区分										
未納付の源泉徴収税額	区分										
本年分で差し引く繰越損失額	区分										
平均課税対象金額	区分										
変動・臨時所得金額	区分										
延届納出	区分								00		
申告期限までに納付する金額	区分								00		
延届納出額	区分								000		
還付される税金の所	区分								00		
郵便局名	区分										
口座番号	区分										
記号番号	区分										

申告書第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。

(記載に当たっての留意事項)

- 翌年以後に繰り越す譲渡損失がある場合(申告書第四表を使用する場合に限ります。)は、申告書第一表の「所得金額等・合計」⑫欄は記載しません。
- 申告書第四表を使用する場合は、申告書第一表「所得から差し引かれる金額」欄は、原則として、「基礎控除」(48万円)を除いて記載しません。
ただし、損益通算や繰越控除の対象外である株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等が黒字の場合は記載します。

《第四表(一)》

令和 〇5 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (損失申告用)					FA0054					
現在の住所又は居所事業所等 ××市〇〇町1-2-3		フリガナ氏名 コクゼイ ハナコ 国税 花子		整理番号 <input style="width: 40px;" type="text"/> <input style="width: 40px;" type="text"/> <input style="width: 40px;" type="text"/> <input style="width: 40px;" type="text"/> <input style="width: 40px;" type="text"/> <input style="width: 40px;" type="text"/> <input style="width: 40px;" type="text"/>						
第四表(一) (令和四年分以降用)										
1 損失額又は所得金額										
A 経常所得 (申告書第一表の①から⑥までの計+⑩の合計額)					66 6,100,000 円					
所得の種類		区分等	所得の生ずる場所等	④ 収入金額	⑤ 必要経費等	⑥ 差引金額 (A - B)	⑦ 特別控除額	⑧ 損失額又は所得金額		
B 譲渡	短期	分離譲渡		円	円	円		67 円		
		総合譲渡				円		68 円		
	長期	分離譲渡		円	円	円		69 円		
		総合譲渡						70 円		
一時								71 円		
C 山林								72 円		
D 退職	一般				円	円				
	短期							73 円		
	特定役員									
E 譲渡	一般株式等の譲渡							74 円		
	上場株式等の譲渡							75 円		
	上場株式等の配当等				円	円		76 円		
F 先物取引								77 円		
				78 円	79 円	特例適用条文				
2 損益の通算										
所得の種類		A 通算前		B 第1次通算後		C 第2次通算後		D 第3次通算後		E 損失額又は所得金額
A 経常所得		66 6,100,000 円		第1次 6,100,000 円		第2次 6,100,000 円		第3次 6,100,000 円		6,100,000 円
B 譲渡	短期	総合譲渡	68	1次通算	2次通算	3次通算				
		分離譲渡 (特定損失額)	69 △							
	長期	総合譲渡	70							
一時		71								
C 山林		72								73
D 退職		74								75
損失額又は所得金額の合計額									80 6,100,000 円	
		資産		整理欄						

申告書第四表 (損失申告用) の記載方法の詳細は、
 「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告
 の手引き 損失申告用」をご覧ください。

《第四表(二)》

令和 05 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (損失申告用)										FA0059	
3 翌年以後に繰り越す損失額										整理番号	一連番号
青色申告者の損失の金額										㉑	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額										㉒	
変動所得の損失額										㉓	
被災事業用額	所得の種類 山林以外	営業等・農業	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	㉔ 損害金額 円	㉕ 保険金などで補填される金額 円	㉖ 差引損失額 (A-B)		円	
		不動産						㉗		円	
		山林						㉘		円	
山林所得に係る被災事業用資産の損失額										㉙	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額										㉚	
4 繰越損失を差し引く計算											
年分	損 失 の 種 類			㉛ 前年分までに引ききれなかった損失額 円	㉜ 本年分で差し引く損失額 円	㉝ 翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(㉛-㉜)					
A ____年 (3年前)	純 損 失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失			/					
			山林所得の損失								
		____年が白色の場合	変動所得の損失								
	被災事業用資産の損失		山林以外								
			山林								
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額										
雑 損 失						円					
B ____年 (2年前)	純 損 失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失								
			山林所得の損失								
		____年が白色の場合	変動所得の損失								
	被災事業用資産の損失		山林以外								
			山林								
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額										
雑 損 失						円					
C 4年 (前年)	純 損 失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失								
			山林所得の損失								
		____年が白色の場合	変動所得の損失								
	被災事業用資産の損失		山林以外								
			山林								
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				12,450,000						6,100,000
雑 損 失											
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額										㉞	円
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額										㉟	円
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額										㊱	円
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額										㊲	円
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額										㊳	円
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額										㊴	円
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額										㊵	円
										資産	整理欄

第四表(二) (令和四年分以降用) 第四表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第四表(二)の「3 翌年以後に繰り越す損失額・居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」㉒欄は、その年に生じた通算後譲渡損失の金額を記載します。したがって、措法41の5による繰越損失額を翌年以後に繰り越す場合の申告に当たっては、この欄は記載しません。